

# 岐阜県公報

第千八百二十四号  
平成十九年三月二日

(金曜日)

## 目次

### 告示

医療扶助のための医療担当機関の指定	(健康福祉政策課)	一一七
指定医療機関の廃止の届出	(同)	一一八
医療扶助のための施設担当機関の指定	(同)	一一八
岐阜県林業・木材産業改善資金貸付金の償還金の収納に関する事務委託に関する告示の一部改正	(県産材流通課)	一一八
道路の供用開始	(道路維持課)	一一八
道路の区域変更	(同)	一一九
選挙管理委員会告示		
設立届が提出された政治団体の名称等の公表	(選挙管理委員会)	一一二
政治団体の異動事項の公表	(同)	一一四
解散届が提出された政治団体の名称等の公表	(同)	一一五
指定届が提出された資金管理団体の名称等の公表	(同)	一一六
資金管理団体の異動事項の公表	(同)	一一七
指定取消しの届が提出された資金管理団体の名称等の公表	(同)	一一七
公 示		
大規模小売店舗立地法による意見書に関する件	(商業流通課)	一一七
県営土地改良事業計画の決定	(農地計画課)	一一八
土地改良事業計画の変更の適当の決定	(同)	一一八
市営土地改良事業の換地計画の適当の決定	(同)	一一八
市営土地改良事業の換地処分	(同)	一一八
公共測量の実施	(用地課)	一一八

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

(休日)に当たる  
ときは翌日

平成十九年三月二日

## 告示

岐阜県告示第百十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十二条の規定により告示する。

平成十九年三月二日

岐阜県知事 古田 肇

名称	開設者	所在地	指定年月日
後藤医院	安藤量基	大垣市錦町四〇番地	平成一九五
ひらの内科クリニック	平野良尚	各務原市蘇原瑞穂町三七六	同 一九一
いなばファミリークリニック	門崎 徹	各務原市上中屋町四三	同
いわたキッズクリニック	岩田吉弘	各務原市蘇原吉野町一五二	平成一九一
塚田レディースクリニック	塚田英文	瑞穂市北小田町二二九	同
濃飛ファミリークリニック	医療法人桜和会	加茂郡川辺町西柝井二二五	平成一九一
白木屋歯科医院	伊東次郎	郡上市八幡町鍛冶屋町七九	同 一九一
太平調剤薬局 泉乃店	有限会社大氣	多治見市小泉町八一	同 一九一

昇栄薬局	金山知弘	多治見市笠原町二四六九二	同	一〇・一
そはら薬局	株式会社アイリス	各務原市蘇原吉野町一五二二二	同	一〇・一
みずほ薬局	福岡範賢	各務原市蘇原瑞穂町三七六二二	同	一〇・一
パール調剤薬局みずほ店	小澤栄司	瑞穂市本田一六五二二	同	一〇・一
中部薬品 萩原薬局	中部薬品株式会社	下呂市萩原町花池字川原一七七三	同	一〇・一

岐阜県告示第百十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該医療機関を廃止した旨届出があつたので、同法第五十五条の二の規定により告示する。

平成十九年三月二日

岐阜県知事 古田 肇

名 称	開設者	所在地	廃止年月日
後藤医院	後藤琢美	大垣市錦町四〇番地	平成一〇・九・四
濃飛ファミリークリニック	医療法人桜和会	加茂郡川辺町西柵井二二五二一	同 九・六
水野齒科医院	水野芳郎	可児市今渡八七〇番地	同 九・七
白木屋齒科医院	伊東久夫	郡上市八幡町鍛冶屋町七九一一	同 八・二五
有限会社大氣太平調剤薬局泉乃店	有限会社大氣	多治見市小泉町八五四一	同 八・三
スギ薬局 可児西店	株式会社スギ薬局	可児市土田六九七番地	同 九・五

岐阜県告示第百十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四

十九条の規定により、医療扶助のための施設を担当させる機関として次のものを指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

平成十九年三月二日

岐阜県知事 古田 肇

名 称	開設者	所在地	指定年月日
はりの楽や	田中克弘	高山市片野町一七〇九	平成一〇・二・三
ヤマダ鍼灸院	山田和夫	下呂市金山町金山二六三二番地	同 一〇・一
花梨鍼灸院	天野梨恵子	高山市冬頭町五九四五	同 一〇・二五

岐阜県告示第百十五号

岐阜県林業・木材産業改善資金貸付金の償還金の収納に関する事務委託に関する告示（平成十六年岐阜県告示第七百十六号）の一部を次のように改正する。

平成十九年三月二日

岐阜県知事 古田 肇

表七宗町森林組合の項中「七宗町森林組合」を「可茂森林組合」に、「加茂郡七宗町神淵九七四五」を「加茂郡七宗町神淵九七五六」に改める。

岐阜県告示第百十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成十九年三月二日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年三月二日

岐阜県知事 古田 肇

県道		道の種類
墨笠 俣松線	南岐 濃阜線	路線名
同 市同 町同 五丁目一 番地先まで	同 市同 町同 五丁目一 九番一 番地先まで	区 間
三・〇	三六〇	延(ル)メート長
平成 一九・三・二	平成 一九・三・二	供用開始 の 期 日
	平成 一九・〇・一	備(考)区域 決定又は 変更の告 示年月日 (か)

岐阜県告示第百十七号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成十九年三月二日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年三月二日

岐阜県知事 古 田 肇

県道		道の種類
三川 輪島線		路線名
同 市同 町同 五丁目一 番地先まで	岐阜市大字加野字西畑六九二 番一 番地先から	区 間
三三・〇		延(ル)メート長
平成 一九・三・三		供用開始 の 期 日
平成 一九・三・九		備(考)区域 決定又は 変更の告 示年月日 (か)

美岐 濃阜線	
同 市同 町同 五丁目一 番地先まで	岐阜市大字加野字平田七九〇 番四 番地先から
一七五・三	
平成 一九・三・三	
平成 一六・二・六	

岐阜県告示第百十八号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成十九年三月二日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年三月二日

岐阜県知事 古 田 肇

県道		道の種類
垂岐 井阜線		路線名
同 市同 町同 四三 番七地先まで	大垣市荒川町字森元四三 〇番一 番地先から	区 間
一六〇	二五〇	別(変)区域 前後更 更員敷 地(メ ート)幅
一七〇	一七〇	延(ル)メート長
		備 考

同市町字小人町一 二七二番一 地先まで	後	一四・五 二六・〇	六九・〇
---------------------------	---	--------------	------

岐阜県告示第百十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成十九年三月二日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年三月二日

岐阜県知事 古田 肇

道の種類	八寒 幡水線		道の種類	八寒 幡水線	
路線名	八寒 幡水線		路線名	八寒 幡水線	
区間	郡上市八幡町初音字島尻 四四九二番地先から	同市町字同 四五〇一番の地先まで	区間	郡上市八幡町初音字和田 二五三七番の地先から	同市町字同 二五三九番の地先まで
区域 変更 前後	前 八・五 三三・五	後 八・五 三三・五	区域 変更 前後	前 八・五 三三・五	後 八・五 三三・五
敷地の幅 員 （メートル）	四・〇 二四・〇	二・〇 二五・〇	敷地の幅 員 （メートル）	三・〇 三三・〇	二・〇 二五・〇
延長 （メートル）	六六・五	六六・五	延長 （メートル）	三三・〇	三三・〇
備考	A B 及び関係する表示の敷地面積を分ける		備考	A B 及び関係する表示の敷地面積を分ける	

岐阜県告示第百二十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成十九年三月二日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年三月二日

岐阜県知事 古田 肇

道の種類	濃山線	道の種類	濃山線
路線名	濃山線	路線名	濃山線
区間	郡上市美並町白山字中切一六 六〇番の地先から	区間	郡上市美並町白山字中切一六 六〇番の地先から
延長 （メートル）	四四・〇	延長 （メートル）	四四・〇
供用開始 の期日	平成 一九・三・二	供用開始 の期日	平成 一九・三・二
備考 （区域の変更又は 決定の年月日 の告示）	平成 一四・三・一	備考 （区域の変更又は 決定の年月日 の告示）	平成 一四・三・一

岐阜県告示第百二十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成十九年三月二日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年三月二日

岐阜県知事 古田 肇

道の種類	濃山線	道の種類	濃山線		
路線名	濃山線	路線名	濃山線		
区間	郡上市美並町白山字中切一六 六〇番の地先から	区間	郡上市美並町白山字中切一六 六〇番の地先から		
区域 変更 前後	前 八・五 三三・五	区域 変更 前後	前 八・五 三三・五		
敷地の幅 員 （メートル）	四・〇 二四・〇	敷地の幅 員 （メートル）	三・〇 三三・〇		
延長 （メートル）	六六・五	延長 （メートル）	三三・〇		
備考	A B 及び関係する表示の敷地面積を分ける		備考	A B 及び関係する表示の敷地面積を分ける	



県道	見国府線	高山市上宝町蔵柱字大久保一 四八七番八地先から 同市同 ○番地先まで	字沖田九二	1,530.0	平成 一九・三・二	平成 一九・九・五
----	------	---	-------	---------	--------------	--------------

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、政治  
団体設立届が提出されたので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次の  
とおり告示する。

平成十九年三月二日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 渡 藤 久 子

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	政党又は政党の支部の場合その旨の表示	当該政党の支部を支部とする名称	一以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部の表示
浅井武司後援会・豊かな岐阜を育む会	ムーン 怜子	浅井 紀子	岐阜市中鶴7 6 1			
伊藤由員後援会	伊藤 由員	伊藤 由員	瑞浪市陶町猿爪48 12			
今井田和子後援会	日下部 隆	今井田 潔	羽島市正木町須賀小松530			
宇佐美晃三後援会	佐々木 洋	吉村 工	揖斐郡大野町大字領家188 5			
牛丸ひろかず後援会	栗原 藤 義	岩水 益二	高山市国府町東門前63			
尾関けんじ後援会	尾関 茂	鈴木 幸一	関市東田原1097			
梶田ひろゆき後援会	梶田 廣 幸	梶田 廣 幸	多治見市赤坂町4 1			
木野隆之を育てる会	森 島 光 明	木野 隆之	安八郡輪之内町海松新田931 1			
くしまつ直子後援会	柳 松 直子	村山 一之	中津川市駒場1504			
楠達男後援会	桑原 栄 作	吉田 裕 美	不破郡関ヶ原町野上279			
黒田一光後援会	黒田 一 光	黒田 暁 子	加茂郡坂祝町酒倉353 7			
健友会	浅井 健太郎	浅井 健太郎	不破郡関ヶ原町大字関ヶ原2387 1			

国府町の活性化を考える会	山崎俊宏	松山幸子	高山市国府町広瀬町916 4			
渋谷桂一後援会	伊藤勝仁	伊藤哲夫	安八郡輪之内町福栄2051			
せき公正行政フオーラム	川合治義	川合恵子	関市神野1244			
たいそうサポートクラブ	渡辺泰三	大嶽肇	多治見市田代町3 13			
高木實行後援会	小原隆治	高木正治	多治見市市之倉町11 75			
都市戦略市民会議・岐阜の風	浅井武司	ムーア怜子	岐阜市中錦7 6 1			
富田三郎後援会	村田猛	日比新博	大垣市稲葉東2 57			
西脇たつお後援会	西脇辰男	大橋賢治	大垣市藤江町6 22			
根尾川筋漁業協同組合政治連盟	戸部一秋	名知里美	本巣市山口897			
羽島郡武藤啓治を囲む会	船橋義明	伏屋隆男	各務原市那加住吉町1 31			
はじめの一步の会	村山隆二	松原重樹	岐阜市藪田南1 3 18 3F			
ふじつか理を育てる会	藤壇理	長井浩一	不破郡垂井町表佐1794 1			
古田はじめ養老郡後援会	松永武彦	野寺兼次	養老郡養老町押越624 3			
堀たけしを育てる会	堀武	堀隆子	瑞穂市本田1552 66			
松葉晴彦後援会	石垣辰巳	滝上耕平	高山市清見町牧ヶ洞1383 1			
水野正太郎後援会	浅井裕輔	川地英治	多治見市坂上町10 77			
水野正敏後援会	鎌田満	水野正敏	恵那市長島町正家1 1 25			
三輪ひさ子後援会	吉川信彦	江崎道春	多治見市中町17			
森厚夫後援会	森厚夫	森信子	美濃加茂市加茂野町今泉76 2			
山口二葉会	加藤博晃	楯政彰	中津川市山口3058 1			
吉田太郎を育てる会	古市桂	野村千治	養老郡養老町石畑414			

若尾としゆき後援会	若尾敏之	田中登志男	多治見市宮前町1 125
若林正人くわを市政に送る会	若林正人	若林佳子	多治見市臨之島町7 55 12
脇坂ようじ後援会	高田忠仁	坂和彦	安八郡安八町大野161
和田雅彦を育てる会	佐藤修一	中村良一	加茂郡坂祝町酒倉829 1

岐阜県選挙管理委員会岐阜市長選挙第十五号

岐阜県選挙区正任（選挙区十三市長選挙区九十四号）第七選挙区一の選挙区より、選挙区外の和田善真の候補者が提出されたので、同区第七条の二第一項の規定により、その候補善真を次のとおり追加する。

平成十九年三月二日

岐阜県選挙管理委員会  
 総務部長 櫻 橋 久 子

政治団体の名称	異動事項	新	旧
自由民主党神岡町支部	代表者 主たる事務所の所在地	松山一夫 飛騨市神岡町西1732	上家春雄 飛騨市神岡町下之本449
自由民主党岐阜県岐阜市第一支部	代表者	杉本一平	信田朝次
自由民主党岐阜県薬師支部	代表者	山崎崎	石井尚志
自由民主党国府支部	代表者 主たる事務所の所在地	牛丸丸國行 高山市国府町宮地417	川田多喜雄 高山市国府町上広瀬1318
浅井たけし市民クラブ	代表者	浅井伶俐	浅井松枝
浅井たけしを育てる会	代表者 会計責任者	白井春夫	園部富雄

あちは吉信後援会	会計責任者	阿知波美修	梅田彰
石田仁後援会	代表者	佐竹	明
岡田洋一後援会(岡田会)	代表者	古川	亨
加藤恒夫を育てる会	代表者	加藤恒夫	伊藤幸夫
可児市藤井孝男後援会	代表者	熊谷豊一	鈴木告也
岐阜県社会福祉政治連盟	会計責任者	東海龍毅	西脇寛樹
岐阜県藤井基之薬劑師後援会	代表者	山崎	石井尚志
岐阜県薬劑師政治連盟	代表者	山崎	石井尚志
岐阜県老人福祉推進連盟	会計責任者	渡邊浩	佐々木隆矣
西郷西垣勲後援会	会計責任者	松野幹雄	藤井賢司
酒向薫後援会	代表者	栗山哲臣	大野孝敏
佐藤好夫を育てる会	代表者	佐藤好夫	北村
全国社会保険推進連盟岐阜県支部	主たる事務所の所在地	岐阜市御望495 1	岐阜市島栄町2 7
高嶋芳男後援会	代表者	松崎捷也	小島良三
次のまちを創る会	代表者 主たる事務所の所在地	山本勝敏	吉川清和
		多治見市音羽町3 42	多治見市滝呂町8 15





若尾 敏之	岐阜県議会議員	若尾 敏之を育てる会	多治見市小名田町3-199	若尾 敏之
若尾 敏之	多治見市議会議員	若尾としゆき後援会	多治見市宮前町1-125	若尾 敏之

岐阜県選挙管理委員会告示第十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定により、資金管理団体届出事項の異動届が提出されたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その異動事項等を次のとおり告示する。

平成十九年三月二日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 遠藤 久子

届出をした者の氏名	資金管理団体名称	異動事項	新	田
井上あけみ	井上あけみと市一ツをひろげる会	公職の種類	岐阜県議会議員	多治見市議会議員

岐阜県選挙管理委員会告示第十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第一号又は第二号の規定により、資金管理団体の指定の取消しの届が提出されたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成十九年三月二日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 遠藤 久子

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
-----------	-------	-----------	------------	--------

浅井 武司	岐阜市議会議員	浅井たけし市民クラブ	岐阜市中島7-6-1	浅井 武司
田中 雅人	岐阜市議会議員	田中まさとを育てる会	岐阜市高田3-17-2	田中 雅人
西垣 勲	岐阜市議会議員	西友会	岐阜市御堂22	西垣 勲
西脇 辰男	岐阜県議会議員	メタモル21	大垣市桐ヶ崎町68-2	西脇 辰男
二村 博三	美濃加茂市議会議員	二村ひろ三後援会	美濃加茂市加茂川町3-3-17	二村 博三
南山 弥之	坂祝町議会議員	坂祝町議会議員	加茂郡坂祝町酒倉2079	南山 弥之
山岸 昭次	大垣市議会議員	与野昭次政経クラブ	大垣市切石町1-6-36	山岸 昭次

公 示

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成十九年三月二日から一月間岐阜県産業労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成十九年三月二日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 建物の名称及び所在地  
（仮称）イオン大垣南ショッピングセンター  
大垣市外野二丁目五〇番一 外
- 二 意見の概要  
意見なし（届出事項 新設）

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成十九年三月二日

岐阜県知事 古田 肇

施行に係る地区名	縦覧場所	縦覧期間
幡洞地区	可児市役所	平成一九・三・二から 同 四・二まで

土地改良事業計画の変更の適当の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八條第一項の規定により、次の土地改良事業の計画の変更を適当と決定したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八條第六項の規定により公示し、変更後の土地改良事業計画書及び条例の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成十九年三月二日

岐阜県知事 古田 肇

施行者名	施行に係る地区名	縦覧場所	縦覧期間
中津川市	植苗木地区	中津川市役所	平成一九・三・二から 同 四・二まで

市営土地改良事業の換地計画の適当の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第一項の規定により、高山市営土地改良事業大廣地区の換地計画を適当

と決定したので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八條第六項の規定により公示し、次のとおり換地計画書の写しを縦覧に供する。

平成十九年三月二日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 縦覧期間  
平成十九年三月二日から  
同 年四月二日まで
- 二 縦覧場所  
高山市役所

市営土地改良事業の換地処分

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定により、郡上市営土地改良事業鮎走地区小洞工区の換地処分を平成十九年二月十四日にした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により公示する。

平成十九年三月二日

岐阜県知事 古田 肇

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により名古屋防衛施設支局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成十九年三月二日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

名古屋防衛施設支局

二 作業種類

公共測量（用地実測図作成）

三 作業期間

平成十九年二月十六日から

同 年三月二十九日まで

四 作業地域

各務原市鷺沼三ツ池町六丁目及び那加大東町地域

平成十九年三月二日印刷  
平成十九年三月一日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

印刷者  
印刷所  
定価一か年  
四八、〇〇〇円(送料共(消費税二、二八六円を含む))  
岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜県尾文芸社